



号外 第38号

令和8年(2026年)

7月29日(水)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○令和8年熊本地震に係る災害救助法の適用……………（健康福祉政策課） 1

告 示

熊本県告示第569号の2

令和8年熊本地震による災害に関し、令和8年（2026年）7月28日から八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町、芦北町及び津奈木町の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

なお、災害救助法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を当該各市町村長が行うこととし、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第17条第1項前段の規定による通知をしたので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年（2026年）7月29日

熊本県知事 木 村 敬